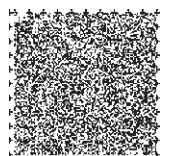


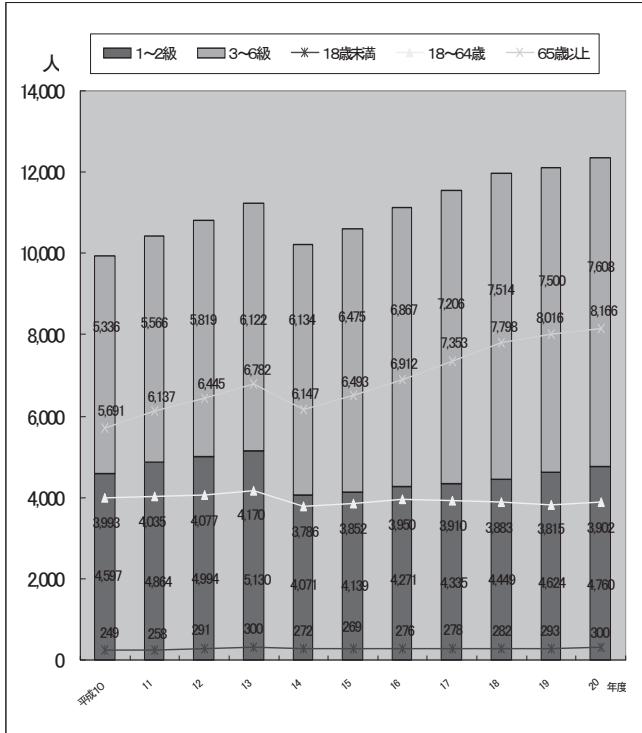
第5部 圏域の状況



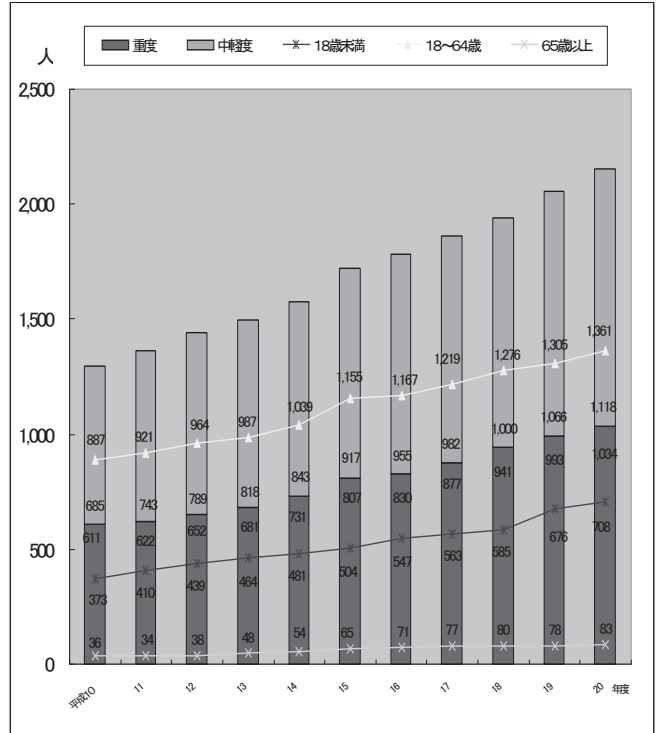
I 奈良圏域

圏域総人口 365,516人 圏域面積 276.84km²
 (平成21年12月1日現在)

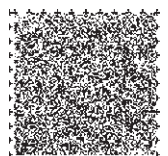
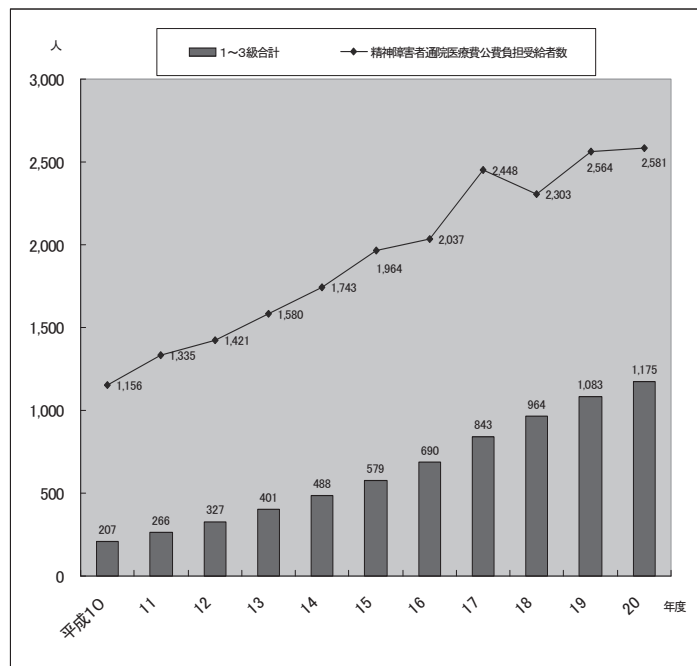
(1) 身体障害者



(2) 知的障害者



(3) 精神障害者



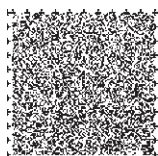
1. 圏域の現状と課題

- 奈良圏域は奈良市が単独で1つの圏域を構成しており、他の圏域とは異なり、地域のネットワークが構築しやすく、障害福祉サービスの展開がしやすい現状があります。
- 奈良圏域における相談支援事業については、8カ所の委託相談支援事業所が中心となって実施しています。各事業所が身体・知的・精神といった3障害だけでなく、発達障害や高次脳機能障害など障害の種別にかかわらず、すべての障害のある人への相談支援を実施する体制が望まれます。
- 地域の障害福祉に関する中核的な役割を委託相談支援事業所が担い、「奈良市地域自立支援協議会」において、ケア会議を通じて把握した地域課題や各部会から提出された課題の解決に向けてワーキンググループの立ち上げや運営委員会における協議を行っています。また、地域の人材育成についても研修などの企画・開催を行っています。
- また、専門部会については、就労支援部会、精神障がい部会、居住支援部会、療育部会が定期的開催され、地域課題や社会資源の開発に取り組んでいます。
- 在宅・施設ともにサービスの基盤は整備されつつありますが、地域生活の居住の場となるグループホーム・ケアホームが不足しています。また、障害特性に応じたホームヘルプサービス等の福祉人材の充実が求められています。
- 就労のニーズも高く、障害者就業・生活支援センターを中心とした支援が行われています。

2. 取り組みの方向性

(1) 相談支援体制の整備

- 委託相談支援事業所と指定相談支援事業所の役割を明確にするとともに、連携して地域課題の解決に向けた検討や取り組みを行う必要があります。
- 総合的な支援を行うことができる相談支援専門員の育成を行います。
- 地域自立支援協議会の中核的な役割は委託相談支援事業所が担う形で



きつつあります。今後は、地域のあり方などについてより活性化させるための取り組みを進めます。

○市民が利用しやすい相談支援体制について十分な協議を行い、中長期的な視点での支援体制づくりを行うとともに、障害福祉サービスに関する情報が周知されず、サービスにつながない障害のある人に対する相談支援事業の周知に向けて、今後、地域包括支援センターや民生委員など様々な地域支援者との連携を強化します。

(2) 福祉サービスの整備

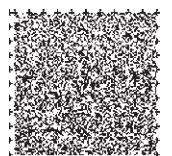
○施設入所者の地域移行を進めるため、

- ① 障害特性に応じた適切な支援ができるホームヘルパーの養成
- ② グループホーム・ケアホームの整備
- ③ 精神障害のある人の退院促進支援体制の強化など地域資源の整備及び開発を行います。

○発達障害のある人の療育支援体制の整備のため、療育・発達支援コーディネーターの配置及び福祉と教育及び医療機関が連携し、幼少期から成人期にかけてライフステージに応じたサポート体制の構築を図ります。

(3) 就労支援

○ハローワークや障害者就業・生活支援センター、奈良障害者職業センターと連携を行い、就労の安定・継続のための支援を行います。

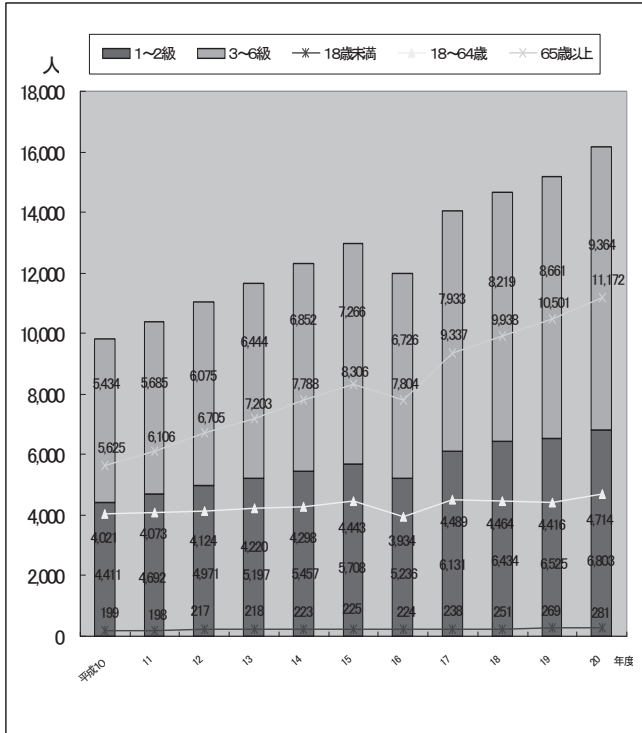


Ⅱ 西和圏域

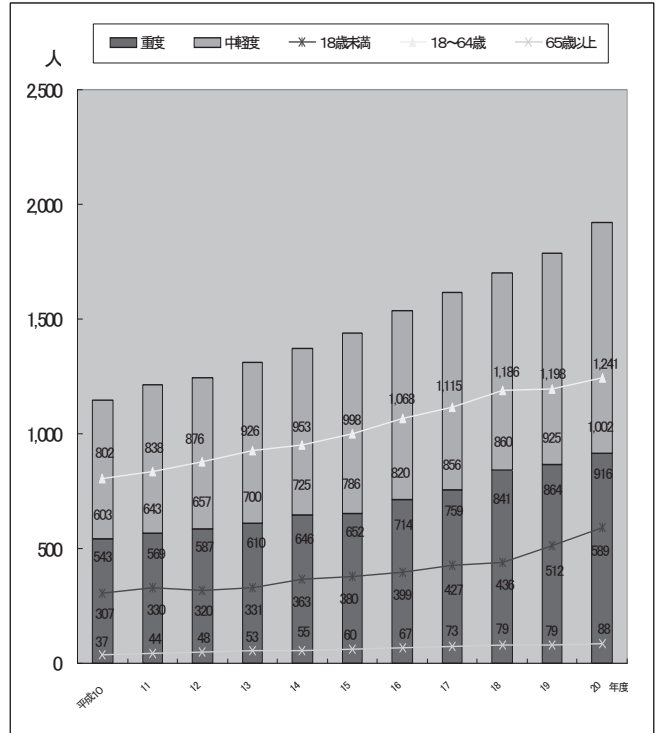
圏域総人口 349,505人 圏域面積 168.57km²

(平成21年12月1日現在)

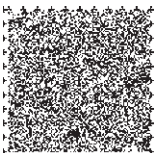
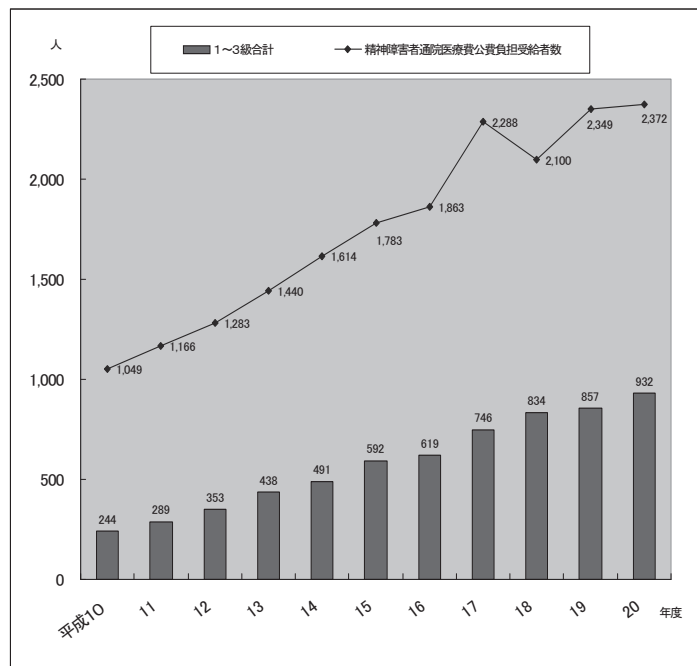
(1) 身体障害者



(2) 知的障害者



(3) 精神障害者



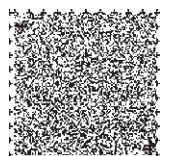
1. 圏域の現状と課題

- 西和圏域は、大和郡山市・生駒市・西和7町（平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町）の3つのエリアで構成されています。
- 地域生活支援事業をはじめとする様々な事業は、3つのエリアがそれぞれ独自に取り組みを行っており、事業所や施設が連携する機会は少なく、エリアを越えた圏域としてのネットワークはほとんどない状態でしたが、平成18年度に実施された奈良県総合相談支援体制整備事業や障害者自立支援法をきっかけに、今まで個々に活動していた事業所や施設及び市町村が、地域に必要なサービスやそれを実現させるための仕組みづくりについて課題を共有し解決に向けて検討を行うため地域自立支援協議会が設置されています。
- 地域自立支援協議会について、大和郡山市、生駒市では単独、西和7町で共同設置されています。また、圏域内の相談支援のネットワーク化は進みつつありますが、それを支える人材の育成が必要です。
- サービス基盤は、圏域北部の人口の多い市部に集中していますので、情報提供体制の整備と、広域的なサービス提供体制の整備が求められます。また、グループホーム・ケアホーム等の居住の場の整備や、障害特性に応じたホームヘルプサービス等の福祉人材の充実が求められています。
- 重症心身障害児（者）が利用できるサービスが限られていることや、特別支援学校在学中の放課後や長期休業期間時、さらに卒業後の日中の生活の場について、また介護保険や障害の種別を越えて、既存のサービスや施設を柔軟に活用する方法について検討する必要があります。児童の放課後や長期休業期間中の支援については地域自立支援協議会を活用しながら検討が行われています。

2. 取り組みの方向性

(1) 相談支援体制の整備

- 相談支援体制のさらなるネットワークを構築し、地域で支える力を付けるために、地域自立支援協議会が中心的な役割を果たすとともに、人材育成のための取り組みも継続して行っていきます。
- 関係機関の連携や協議の機会が増えたことを生かして、つながりを深め、個人の資質や熱意だけに頼ることなく、地域自立支援協議会の部会



などを活用しながら西和圏域の体制整備をしていくことが重要であり、今後も積極的な取り組みを進めていきます。

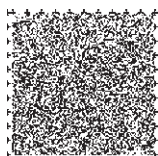
○各エリアの地域自立支援協議会の交流を行うなど、圏域での連携を図り、圏域全体を意識したサービス提供体制の構築を図ります。

(2) 福祉サービスの整備

○障害のある人が、生活環境や障害の状況に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、グループホームやケアホームなどの地域居住の場や就労継続支援などの日中活動の場の確保を図ります。

○NPO法人のサービス提供事業への参入を促進し、障害のある人が多様なサービスを選択できるようにします。

○障害特性に応じた適切な支援ができるホームヘルパーの養成を行います。

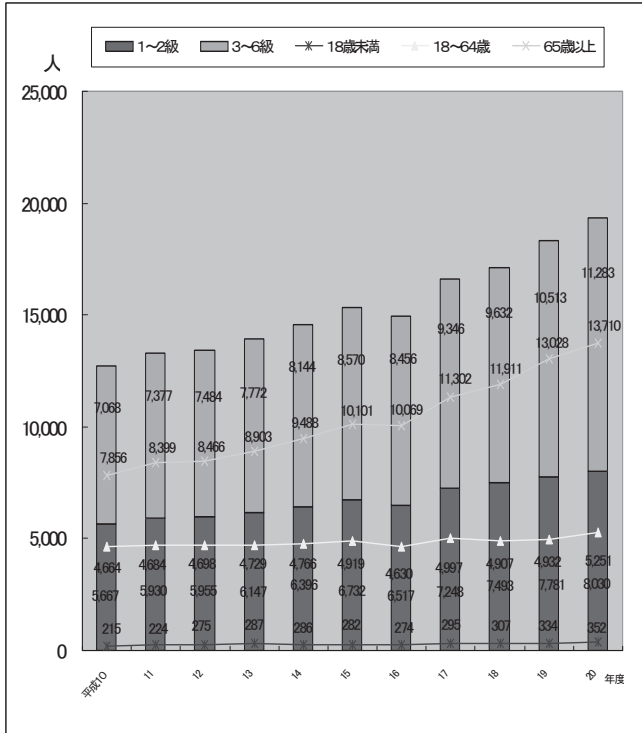


Ⅲ 中和圏域

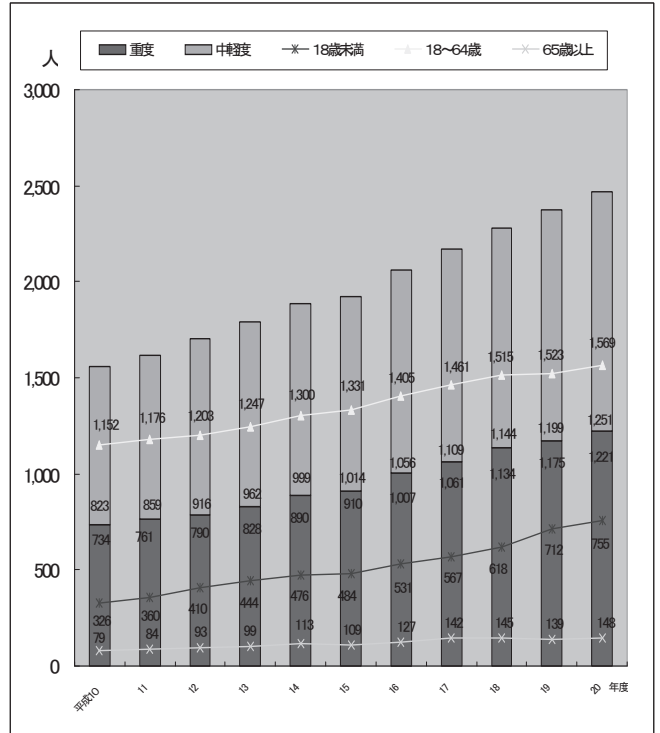
圏域総人口 380,495人 圏域面積 240.80km²

(平成21年12月1日現在)

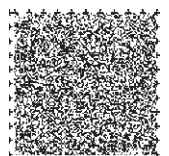
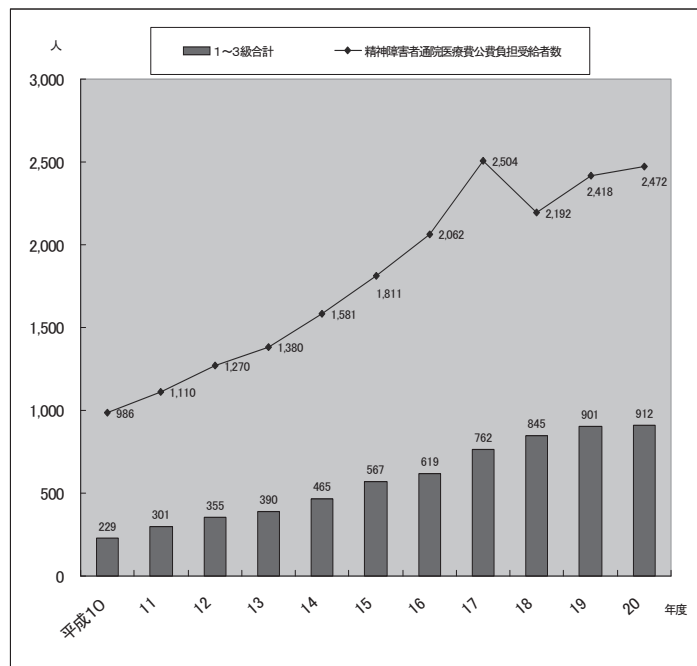
(1) 身体障害者



(2) 知的障害者



(3) 精神障害者



1. 圏域の現状と課題

- 中和圏域は、大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・高取町・明日香村・広陵町の8市町村からなります。

- 市町村単位だけでは、障害のある人のニーズのすべてに対応することが難しいため、圏域外も含めた隣接する市町村との協力体制が構築されています。また、地域自立支援協議会については、御所市は単独、大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町、橿原市・高取町・明日香村はそれぞれ共同設置され、3つの協議会があります。また、それぞれ地域課題に応じた部会も設置されています。

- 相談支援事業所については、市町村からの委託内容により活動内容にも差があるため、圏域としてある程度標準化された相談支援の在り方を検討する必要があります。

- 必要なサービスや支援を受けることができず、困難を抱える障害のある人のためにニーズの掘り起こしを含めた地域への働きかけが必要です。

- 在宅・施設ともにサービス基盤はエリアの偏りはあるものの整備されつつありますが、施設入所者の地域移行を進めるためにも、グループホーム・ケアホームの整備が必要です。

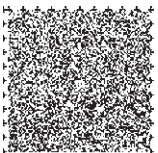
- 障害のある人の生活を支える支援としては、まだ未整備な部分も多く、医療的ケアの必要な人への支援体制の整備、強度行動障害の人への支援体制（人材・設備の確保）の整備、地域との相互理解などが特に早急に解決が必要な地域課題として、地域自立支援協議会等で解決に向けて検討がなされています。

2. 取り組みの方向性

(1) 相談支援体制の整備

- 相談支援事業所を中心とした関係機関のネットワークを構築するとともに、総合的な支援を行うことのできる相談支援専門員の育成を行います。

- 特に医療的ケアの必要な人や強度行動障害のある人などに対する支援は、関係機関との連携が不可欠であり、地域自立支援協議会が中心的な役割を果たし、支援のネットワークづくりへの働きかけを進めます。

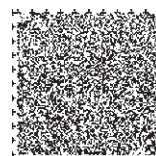


(2) 福祉サービスの整備

- サービス提供事業所においては、障害者自立支援法の本格施行により、新事業体系や地域生活移行・就労移行への取り組みを模索する中で、事業所の再編や統合などによって、様々なネットワークが部分的に構築されつつあり、今後もその拡大を図っていきます。

- 地域移行を進めるために、地域居住の場となるグループホーム・ケアホームの整備や自立訓練事業や就労継続支援事業など日中活動の場などの多様なサービスの提供を図ります。

- 障害特性に応じた適切な支援のできるホームヘルパーの養成を行います。

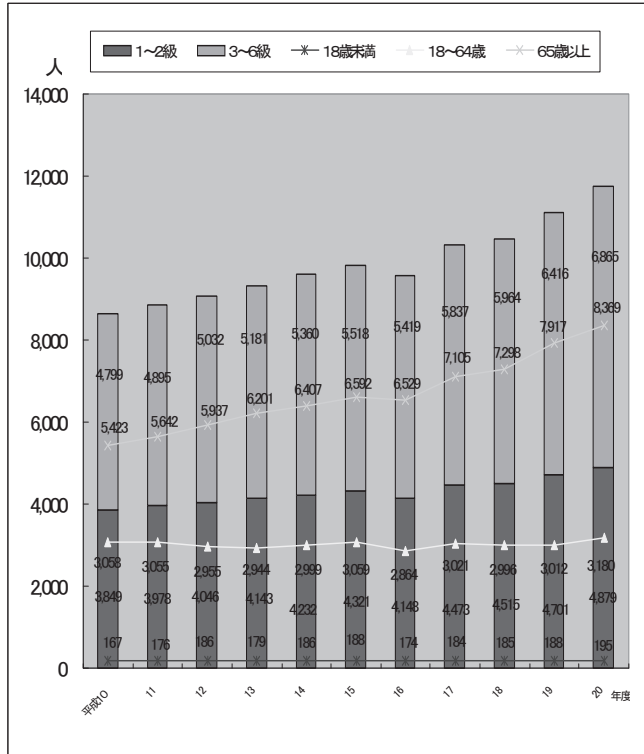


IV 東和圏域

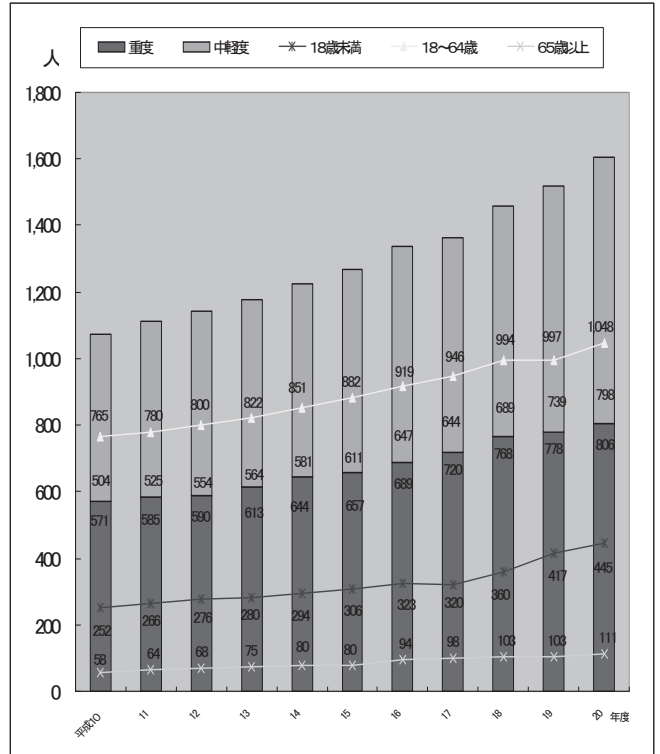
圏域総人口 221,929人 圏域面積 658.05km²

(平成21年12月1日現在)

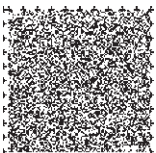
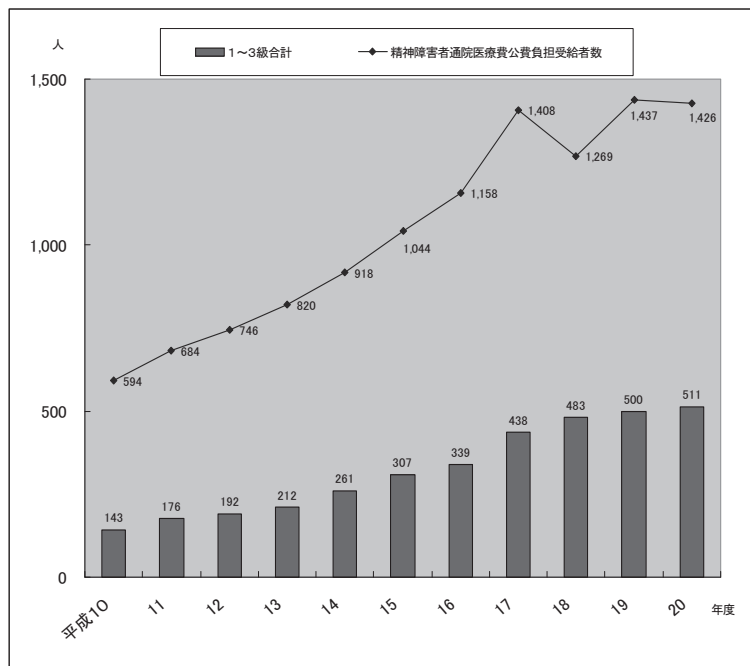
(1) 身体障害者



(2) 知的障害者



(3) 精神障害者



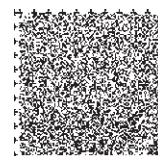
1. 圏域の現状と課題

- 東和圏域は、圏域西部の天理市・桜井市・川西町・三宅町・田原本町及び圏域東部の宇陀市・山添村・曾爾村・御杖村からなり、東部は山間地域が広がっています。
- 東和圏域では、地域自立支援協議会が未設置の町がありますが、平成22年度の共同設置に向けて現在協議がなされています。
- 比較的都市型の居住区域が多く、身体・知的・精神の3障害にわたり地域の核となりうる可能性をもった通所・入所施設、サービス事業所がある程度存在している西部エリアでは、個別ケースを元に相談支援事業所と行政が連携して地域自立支援協議会で地域課題を協議したり、事業所が集まり勉強会を開催するなど、ネットワークづくりが進んでいます。
- 山間部で公共交通機関のルートが限定されており、過疎化・高齢化が進んでいる東部エリアでは、拠点となりうる施設や事業所が不足している状況となっていますが、新たにサービス事業所を設置して、それを中心とした地域のネットワークづくりを目指し、検討がなされています。
- サービス基盤が、圏域西部の都市部に集中しているため、広域的なサービス提供体制や情報提供の構築及び相互理解の推進が必要です。

2. 取り組みの方向性

(1) 相談支援体制の整備

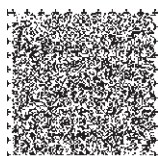
- 今後も各地域における社会資源の開発を進めるとともに、地域の課題を把握して、それぞれの地域が暮らしやすくなるように地域自立支援協議会の充実を図ります。
- 圏域における相談支援に関するネットワークを構築して、それぞれの課題を障害のある人や高齢の人が役割を担って、課題解決に向けた取り組みを行う地域づくりを目指します。
- 障害者就業・生活支援センターと圏域マネージャーが共同して地域の相談支援事業所と連携を図り、誰もが相談しやすい、また、相談できずに困っている人たちがいなくなるように積極的な情報収集、共有化を図り、誰もが暮らしやすい地域になるように相談支援体制の充実に取り組んでいきます。



(2) 福祉サービスの基盤整備

- 事業所について障害者自立支援法に基づく新体系へ移行を進めるとともに、事業所間の連携による、サービス利用者の増加を図ります。

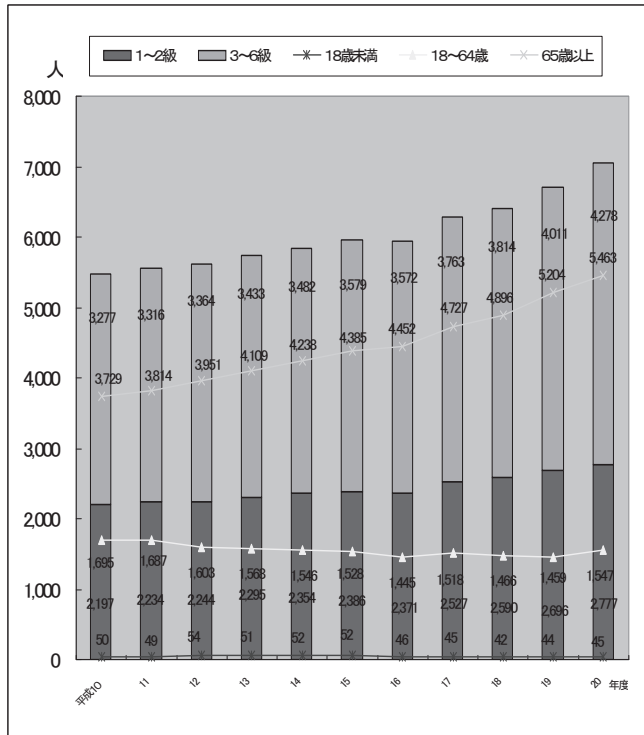
- 障害のある人の地域移行を推進するため、地域とバックアップ施設が一体となったグループホーム・ケアホームの整備を進めるとともに、障害児のデイサービス事業所、短期入所事業所の拡充を図ります。



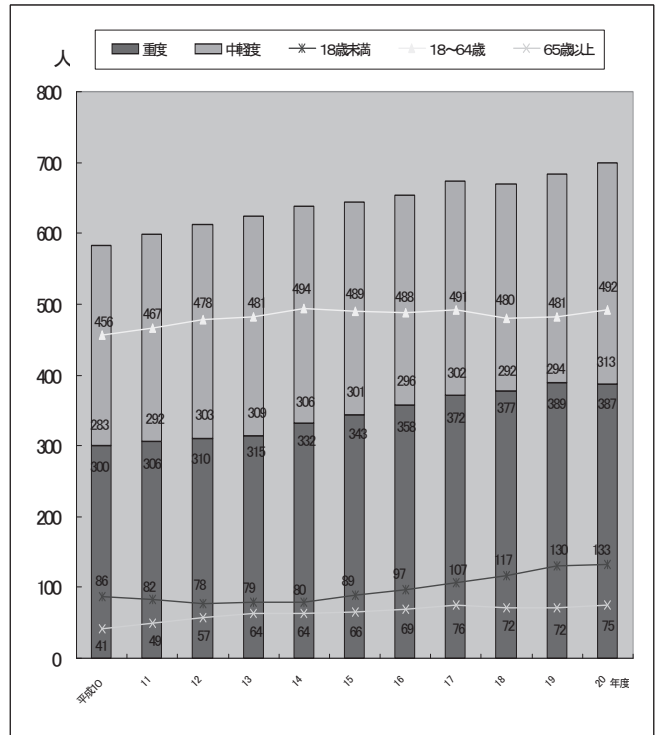
V 南和圏域

圏域総人口 83,045人 圏域面積 2346.83km²
(平成21年12月1日現在)

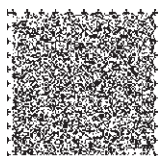
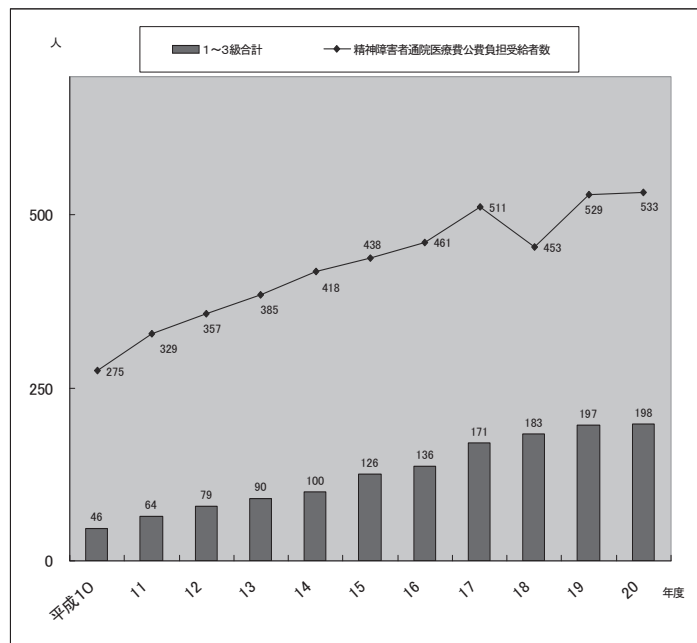
(1) 身体障害者



(2) 知的障害者



(3) 精神障害者



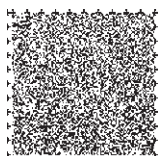
1. 圏域の現状と課題

- 五條市・吉野町・下市町・大淀町の圏域北部の鉄道沿線エリアにサービス拠点が偏っており、南部エリア（黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・上北山村・下北山村・川上村・東吉野村）の社会資源の開発と北部エリアとの広域的な支援体制の構築が必要です。
- 北部では五條市・吉野町・下市町・大淀町が地域自立支援協議会を共同で設置しており、現在は、事業所間の連携も深まりつつあり、就労支援部会では企業と連携した就労支援の取り組みなどが進みつつあります。
- 南部は中山間地域が多く、障害のある人への支援が得にくい現状があります。住民同士の助け合いや高齢の人との総合的な地域づくりを考慮した取組が必要です。地域自立支援協議会については、村部でも自治体独自で組織化されつつありますが、活動の状況には差があります。
- 圏域全体の課題として、権利擁護支援の基盤が未成熟で、地域包括支援センターや児童要保護支援ネットワークとの連携により、障害者権利擁護の案件について役割の分担とネットワーク化が必要です。
- 居宅サービスの基盤が充実しているとはいえ、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な地域における独自の取り組みが必要です。また、地域での居住の場となるグループホーム・ケアホーム等の社会資源の開発が必要です。
- 療育・発達支援コーディネーターを配置し、保健部門との連携が始まっていますが、乳幼児期からのサポート体制がまだ不十分な状態です。

2. 取り組みの方向性

(1) 相談支援体制の整備

- 障害種別や課題、ニーズを問わず、障害のある人が必要な相談支援を行うことができるよう、圏域を網羅した総合的な拠点的機関の設置を図るとともに、総合的な支援を行うことのできる相談支援専門員の育成を行います。
- 障害の早期発見、早期療育を行うために、療育・発達支援コーディネーターを中心に、福祉、保健、教育など関係機関が連携を図り、支援体制を構築します。



(2) 福祉サービスの基盤整備

○過疎化、高齢化が進む圏域の状況を踏まえ、障害のある人、高齢の人、子どもを含む共生社会を築くための総合的な支援を行い、圏域内の基盤整備や相互機能を発揮できるよう介護保険に基づく地域包括支援センターとの連携や他県のサービス機関の利用が適切な地域については、府県の連携による支援などを進めていきます。

○居宅サービスの事業実施地域の拡大と送迎サービスの充実を図ります。

(3) 相互理解の推進

○障害のある人が地域で生活するためには公的サービスの整備のみならず、コミュニティにおける共助の仕組みづくりを支援する必要があります。そこで、行政や地域住民、企業、NPO法人などと連携を図り、身近な地域における交流機会の拡大や自主的活動への支援を行います。

